



熊本県公報

号外 第18号
令和7年(2025年)
3月31日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	(県政情報文書課) 1
○公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(") 3
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課) 3
○熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(健康危機管理課) 4
○熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(社会福祉課) 4
○熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障がい者支援課) 8
○熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則	(健康づくり推進課) 19
○熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(業務衛生課) 19
○熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境保全課) 19
○熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 19
○熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	(") 20
○熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	(") 20
○熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則の一部を改正する規則	(管理調達課) 56
○熊本県用品調達規則の一部を改正する規則	(") 56

規 則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第9号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年熊本県規則第29号)の一部を次のように改正する。
第15条中「熊本県公報に登載すること」を「インターネットの利用その他の方法」に改める。
別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式 (第8条関係)

行政文書の開示に係る意見書

年 月 日

熊本県知事

様

住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号() ー

年 月 日付け 第 号で通知のあつた件について、次のとおり回答します。

<p>開示についての意見</p> <p>〔該当するものの番号を○で囲んでください。〕</p>	<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。</p>
<p>開示されると支障がある部分と支障がある理由</p> <p>〔2を○で囲んだ場合には、支障がある部分及び支障がある理由も記入してください。〕</p>	<p>(支障がある部分)</p> <p>(支障がある理由)</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の規定により提出されている意見書その他の書類は、改正後の知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の規定により提出された意見書その他の書類とみなす。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第10号

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年熊本県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第10条各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的及び業務内容
- (2) 法人の位置付け及び役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- (5) 中期計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスク並びにその対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果及び当該業務に要した資源
- (10) 予算及び決算の概要
- (11) 財務諸表の要約
- (12) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- (13) 内部統制の運用に関する情報
- (14) 法人に関する基礎的な情報

第21条各号列記以外部分中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号と定める」を「中期計画に定めた」に改め、「（以下この条において「業務の実績等」という。）」を削り、同条各号を削る。

第24条中「法第27条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく」を「毎事業年度の開始前に」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第11号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成21年熊本県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第3号中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「別表第2の9の項」を「別表第2の8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「別表第2の10の項」を「別表第2の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「別表第2の11の項」を「別表第2の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「別表第2の12の項」を「別表第2の11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「別表第2の13の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の13の項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の14の項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「別表第2の17の項」を「別表第2の16の項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「別表第2の19の項」を「別表第2の18の項」に改め、同項を同条第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第1項又は第2項の規定に準じて行われる職権による保護の開始又は職権による保護の変更の対象となる出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者（以下「外国人」という。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (2) 生活保護法第26条の規定に準じて行われる保護の停止又は廃止の対象となる外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第4条第20項及び第21項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第12号

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「アからウまで」を「ア又はイ」に改め、同号イ中「第5条第2号」の次に「又は法附則第2項」を加え、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類及び」を削り、同号ウを削る。

別記第5号様式中「旧姓又は通称名（併記の希望がある場合のみ記入）」

「旧姓又は通称名（併記の希望がある場合のみ記入）」を「麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるか否かの別」

に改め、同様式添付書類中第2号を削り、第3号を第2号とする。
 中毒者である
 中毒者でない

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県製菓衛生師法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県製菓衛生師法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県製菓衛生師法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第13号

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

熊本県生活保護法施行細則（昭和45年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号の2中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第23号中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第19条の3（見出しを含む。）中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別記第44号の2様式及び別記第44号の3様式を次のとおり改める。

別記第44号の2様式(第19条の2関係)

就労自立給付金申請書

年 月 日

熊本県 福祉事務所長 様

申請者

住所又は居所

氏名

個人番号

生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 世帯の構成

氏名	性別	生年月日

3 公金受取口座の利用について(どちらか1つを選択してください)

利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

別記第44号の3様式 (第19条の3関係)

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

熊本県 福祉事務所長 様

申請者 (進学する者又は就職する者)
住所又は居所
氏名
個人番号

生活保護法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
 - 2 申請者の生年月日 年 月 日
 - 3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)
 - 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 - 進学・就職前の住宅と同じ
 - 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記入してください。)
 - 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
 - 6 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)
 - 公金受取口座 利用する 利用しない
- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)

支店名 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記入)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記入してください。)

(カナ)
口座名義人

7 添付書類

(1) 進学の場合

① 入学手続きに着手していることが確認できる以下のいずれかの書類

- ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
- ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し

② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等

③ 6の公金受取口座の利用について「利用しない」を選択し、進学・就職準備給付金振込先を記載した場合は、当該振込先の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる書類

④ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

① 就職する見込みであることが確認できる以下のいずれかの書類

- ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類

② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

③ 6の公金受取口座の利用について「利用しない」を選択し、進学・就職準備給付金振込先を記載した場合は、当該振込先の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる書類

④ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県生活保護法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県生活保護法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県生活保護法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第14号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和45年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

- 2 第2条第1項第4号中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、「による届出」の次に「(同条第1項又は第2項の規定による入院措置に係るものに限る。)」を加え、同項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に、「法第33条の7第1項」を「同条第1項」に、「措置」を「入院措置」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。
 - (5) 法第33条第9項の規定による届出(同条第3項後段の規定による入院措置に係るものに限る。) 特定医師による医療保護入院届出書(別記第4号の2様式)
 - (6) 法第33条第9項の規定による届出(同条第6項の規定による入院の期間の更新に係るものに限る。) 医療保護入院期間更新届出書(別記第4号の3様式)
- 2 法第33条第9項の同意書の様式は、同条第1項の規定による入院措置に係るものにあつては別記第9号の2様式とし、同条第6項の規定による入院の期間の更新に係るもの(同項に規定する市町村長が同意する場合を除く。)にあつては別記第9号の3様式とする。

別記第3号様式中 「明治 大正 昭和 平成」 を 「大正 昭和 平成 令和」 に改める。

別記第4号様式中 「第33条第7項」を「第33条第9項」に、「明治 大正 昭和 平成」を「大正 昭和 平成 令和」に、

「

入 院 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

」を「

家 族 等 の 同 意 に よ り 入 院 し た 年 月 日	年 月 日
今 回 の 医 療 保 護 入 院 の 入 院 期 間	年 月 日

」

「

年 月 日
年 月 日 まで

」に改め、「

推定される入院期間	年 月 日
-----------	-------

」

「

~ 年 月 日

」を削り、「軽度、中等度、重度」を「軽度障害、中等度障害、重度障害」に、「明・大 昭・平」を「大・昭 平・令」に改め、「

医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画に記載する事項

」

「

を削り、同様式備考第2

」

号中「含む」を「含みます」に、「第33条の7第2項」を「第33条の6第2項」に改め、同様式備考中第10号を削り、第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月
を上限とした年月日を記載してください。
別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

別記第4号の2様式(第2条関係)

特定医師による医療保護入院届出書

年 月 日

熊本県知事 様

病院名

所在地

管理者名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条第3項後段の規定による入院措置を採ったので、法第33条第9項の規定により次のとおり届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年 月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)				
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区		
家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日 (午前・午後 時)			今回の入 院年月日	年 月 日	
				入院形態		
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()		3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神 科受診歴等を記載 すること。〕	(陳述者氏名 続柄)					
初回入院期間	年 月 日 ~			年 月 日		
前回入院期間	年 月 日 ~			年 月 日		
初回から前回までの 入院回数	計 回					
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()					

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>
---	--

医療保護入院の必要性			
〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕			

入院を必要と認めた特定医師氏名	署名
-----------------	----

確認した精神保健指定医氏名	署名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)
---------------	----	------	--------------------

精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合は、その理由	
------------------------------	--

入院について同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生
	住所	都道府県	市区	町村区	
	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生
	住所	都道府県	市区	町村区	
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日) 8 市町村長				

事後審査委員会意見	
-----------	--

備考

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。(特定医師による入院を含みます。その場合は「第33条の6第2項入院」と記載してください。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載してください。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含んで記載してください。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載してください。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いてください。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名してください。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載してください。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載してください。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、都道府県知事への届出時点では記入を要しませんが、本様式を法第33条第5項の規定による記録として院内で保存する際には、記載してください。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

別記第4号の3様式(第2条関係)

医療保護入院期間更新届出書

年 月 日

熊本県知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条第6項の規定による入院期間の更新をいたしましたので、法第33条第9項の規定により次のとおり届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	大正	年	月	日生
	氏名	(男・女)		昭和	年	月	日
	住所	都道府県	市区	町村	区		
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年	月	日	今回の入院年月日	年	月	日
				入院形態			
入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間	年	月	日	本更新後の入院期間	年	月	日まで
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()		3 身体合併症		
入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果(更新前の入院期間に係る病状または状態像の経過の概要)							
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向						
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()						
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()						
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()						

<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕	
今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。）	

本更新に係る診察の年月日 年 月 日

更新が必要と診断した精神保健指定医氏名 署名

退院に向けた取組の状況
（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について）

医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)

今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生
	住所	都道府県 市区		町村区	
	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生
	住所	都道府県 市区		町村区	

1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等
4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人
7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日）
8 市町村長

今回の更新に同意をした家族等 （上記の家族等と同じ場合は記載不要）	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生
	住所	都道府県 市区		町村区	
	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生
	住所	都道府県 市区		町村区	

1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等
4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人
7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日）
8 市町村長

法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした
	家族等へ通知を発した日 年 月 日 家族等に示した回答期限 年 月 日 （回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意）
	通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件） 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ））

審査会意見	
都道府県の措置	

備考

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。（特定医師による入院を含みます。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載してください。）
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載してください。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いてください。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載してください。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付してください。その上で、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載してください。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載してください。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載してください。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要です。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - ② 死亡したとき
 - ③ 意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意してください。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載してください。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載してください。）
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意してください。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

別記第5号様式中 「明治
大正
昭和
平成」 を 「大正
昭和
平成
令和」 に改める。

別記第6号様式中 「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に、 「明治
大正
昭和
平成」 を 「

大正
昭和
平成」 に改める。

別記第9号様式の次に次の2様式を加える。

別記第9号の2様式(第2条関係)

医療保護入院に関する家族等同意書

1 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月 日

2 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

本人との関係

① 配偶者 ② 父母(親権者である・ない) ③ 祖父母等 ④ 子・孫等 ⑤ 兄弟姉妹
 ⑥ 後見人又は保佐人 ⑦ 家庭裁判所が選任した扶養義務者()
 (選任年月日 年 月 日)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等(配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待)を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

(同 意 者 の 氏 名)
 [(同意者の氏名(親権者が両親の場合))]

別記第9号の3様式(第2条関係)

医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

1 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

2 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

本人との関係

1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹
6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者()
(選任年月日 年 月 日)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。
①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等(配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待)を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者について貴病院における入院の期間を更新させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

(同 意 者 の 氏 名)
〔(同意者の氏名(親権者が両親の場合))〕

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第15号

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）の一部を次のように改正する。第6条第1項中「及び第3号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第2号又は」を削り、同号を同項第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第16号

熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

熊本県クリーニング業法施行細則（昭和32年熊本県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「

郵便番号 —

」を

「

郵便番号 —
電話番号 ()

」に、同様式添付書類中

第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 付近の見取図

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県クリーニング業法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第17号

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「掲げる事項」の次に「（配慮書を作成していない場合においては、第1号及び第2号に掲げる事項を除く。）」を加える。

別表第1の5の項の(7)中「（次のいずれにも該当する場合を除く。）」を削り、同項の(7)のアからオまでを削り、同項の(8)中「（(7)のアからオまでのいずれにも該当する場合を除く。）」を削り、同表の8の項の(2)中「第25条第1号」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、別表第1の8の項の改正規定は公布の日から、第4条第6項の改正規定は同年4月1日から施行する。

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第18号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築士法施行細則（昭和26年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び生年月日」を削る。
別記第1号様式及び別記第1号の2様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式及び別記第1号の2様式の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の熊本県建築士法施行細則の規定により提出されている申請書は、当該改正規定による改正後の熊本県建築士法施行細則(次項において「新規則」という。)の規定により提出された申請書とみなす。

3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮の刑に処せられた者に係る新規則別記第1号様式及び別記第1号の2様式の適用については、これらの様式中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮」とする。

熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第19号

熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正)

第1条 熊本県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和40年熊本県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第5条」に改める。

(熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第2条 熊本県宅地建物取引業法施行細則(昭和42年熊本県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条の3第3項」を「第5条の2第3項」に改める。

第6条中「第1条の2第1項第8号」を「第1条の2第1項第9号」に改める。

第7条中「第5条の3第1項」を「第5条の2第1項」に、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「変更届出書」に、「同条第2項」を「法第9条第2項において準用する法第4条第2項(第1号、第6号及び第7号を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第20号

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和42年熊本県規則第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(身分証明書等の様式)

第3条 法第7条第1項(法第24条第2項又は法第43条第2項の規定において準用する場合を含む。)及び法第7条第2項に規定する身分を示す証明書並びに同項に規定する試掘等の許可証の様式は、それぞれ別記第1号様式及び別記第2号様式とする。

(許可申請書の添付書類)

第4条 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号の同意を得たことを証する書類は、宅地造成等区域内権利者一覧(別記第3号様式)、宅地造成等同意書(別記第4号様式)及び同意者の印鑑に関する証明書(市町村長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長)が作成するもの

- をいう。)とする。
- 2 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号の措置を講じたことを証する書類は、住民への周知報告書(別記第5号様式)とする。
- 3 省令第7条第1項第12号及び省令第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事(第2号、第3号及び第9号において「工事」という。)をしようとする土地の登記事項証明書
 - (2) 工事をしようとする土地の地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。第22条第2項第3号において同じ。)の写し
 - (3) 工事をしようとする土地及び盛土又は切土をする土地の求積図
 - (4) 盛土又は切土をする土量計算書
 - (5) 排水施設を設置するときは、排水施設の構造図及び流量計算書
 - (6) 工事主の資力及び信用に関する申告書(別記第6号様式)
 - (7) 工事施行者の能力に関する申告書(別記第7号様式)
 - (8) 政令第21条各号に掲げる措置を行うときは、設計者の資格に関する申告書(別記第8号様式)
 - (9) 工事の工程計画表
 - (10) 政令第17条の擁壁を設置するときは、国土交通大臣による認定書の写し
 - (11) その他知事が必要と認める書類
- 4 省令第7条第2項第10号及び省令第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項各号(第5号(流量計算書に限る。))及び第8号を除く。)に掲げる書類とする。この場合において、同項第1号中「宅地造成又は特定盛土等」とあり、並びに同項第3号及び第4号中「盛土若しくは切土」とあるのは、「土石の堆積」と読み替えるものとする。
- (宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)
- 第5条 省令第8条第1項第9号及び同項第10号に規定する別に定める値は、1メートルとする。
- (技術的基準の特例)
- 第6条 政令第20条第1項(政令第30条第1項の規定において準用する場合を含む。)に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えてとることのできる他の措置は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 石積み
 - (2) 積み苗
 - (3) その他知事が適当と認めたもの
- (不許可の通知)
- 第7条 法第14条第2項(法第16条第3項の規定において準用する場合を含む。)又は法第33条第2項(法第35条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定による通知は、不許可通知書(別記第9号様式)によるものとする。
- (協議の様式等)
- 第8条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書(別記第10号様式)により、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事協議書(別記第11号様式)によるものとする。
- 2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書には、省令第7条第1項各号(第7号から第11号までを除く。)及び第4条第3項各号(第6号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 3 第1項の土石の堆積に関する工事協議書には、省令第7条第2項各号(第5号から第9号までを除く。)並びに第4条第3項各号(第5号(流量計算書に限る。))、第6号及び第8号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。
- (協議の成立)
- 第9条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議の成立は、協議結果通知書(別記第12号様式)によるものとする。
- (変更協議の様式等)
- 第10条 法第16条第3項の規定において準用する法第15条第1項の規定又は法第34条第1項の規定において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書(別記第13号様式)により、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事変更協議書(別記第14号様式)によるものとする。
- 2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書及び土石の堆積に関する工事変更協議書には、変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。
 - 3 前条の規定は、第1項の変更の協議の成立について準用する。
- (軽微な変更の届出)
- 第11条 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による軽微な変更の届出は、軽微な変更届(別記第15号様式)によるものとする。
- 2 前項の規定は、法第15条第1項(法第16条第3項の規定において準用する場合を含む。)又は法第34条第1項(法第35条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により成立した協議に係る工事の計画について省令第38条に規定する軽微な変

更をしたときについでに準用する。書類)
 (完了検査申請書等)に添付する書類)
 第12条 省令第40条又は省令第70条の完了検査申請書には、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。
 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したことを明らかにする写真
 (2) 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告を要しない工事のときは、法第14条第2項各号に掲げる写真又は書類
 2 省令第43条又は省令第73条の確認申請書には、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。
 (1) 堆積された全ての土石の除却が完了したことを明らかにする写真
 (2) 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告を要しない工事のときは、法第14条第3項各号に掲げる写真又は書類
 (中間検査申請書に添付する書類)
 第13条 省令第46条又は省令第76条の中間検査申請書には、政令第24条第1項又は政令第32条第2項に規定する工程を終えたことを明らかにする写真又は書類を添付しなければならない。
 (定期の報告)
 第14条 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、定期報告書(別記前項の号定期報告書)によるものとする。
 2 8条第1項又は省令第78条第1項の写真のほか、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。
 (1) 地盤、崖面若しくは土地の地表面(崖面であるもの及び政令第15条第2項各号に掲げる地表面であるものを除く。)について講じた措置又は擁壁、崖面崩壊防止施設若しくは排水施設の設置に関する工事の状況を明らかにするもの
 (2) 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可があつたものとみなされるもの又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可があつたものとみなされるものであって、工事の計画を変更したときは、当該変更の内容を明らかにするもの
 (3) その他知事が必要と認める書類
 3 第1項の定期報告書には、土石の堆積に関する工事にあつては、省令第48条第2項又は省令第78条第2項の写真のほか、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。
 (1) 土石の堆積の状況を明らかにするもの
 (2) その他知事が必要と認める書類
 (工事の部分検査等)
 第15条 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第1項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)又は法第30条第1項の規定による許可(法第34条第1項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号のいずれかに該当するとき、当該工事の一部について法第17条第1項又は法第36条第1項に規定する検査を申請することができる。
 (1) 宅地造成又は特定盛土等を行う土地について、分割しても災害防止上支障がなく使用に供することができることと認められるとき
 (2) その他知事が適当と認めるとき
 2 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第1項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)又は法第30条第1項の規定による許可(法第34条第1項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る土石の堆積に関する工事が次の各号のいずれかに該当するとき、当該工事の一部について法第17条第4項又は法第36条第4項に規定する確認を申請することができる。
 (1) 土石の堆積を行う土地について、分割しても災害防止上支障がなく使用に供することができることと認められるとき
 (2) その他知事が適当と認めるとき
 (届出書に添付する書類)
 第16条 省令第52条第1項及び省令第82条第1項の届出書には、省令第52条第2項の表に掲げる図面及び同項の写真のほか、省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面(土地の断面図、崖の断面図、擁壁の断面図及び崖面崩壊防止施設の断面図に限る。)並びに第4条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
 2 省令第52条第3項及び省令第82条第3項の届出書には、省令第52条第4項の表に掲げる図面及び同項の写真のほか、省令第7条第2項第1号の表に掲げる図面(土地の断面図に限る。)並びに第4条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。この場合において、同条第4項後段の規定を準用する。
 3 省令第55条又は省令第85条の届出書には、位置図、土地の平面図、工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第4条第3項第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

- 4 省令第56条又は省令第86条の届出書には、位置図、地形図、土地の平面図、公共施設用地を宅地又は農地に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第4条第3項第3号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 5 省令第58条第1項第2号及び同条第2項第2号の規則で定める書類は、第4条第3項第1号から第3号までの及び第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類とする。この場合において、土石の堆積に関する工事にあつては、同条第4項後段の規定を準用する。
- (変更の届出)
- 第17条 法第21条第1項又は法第40条第1項の規定による届出後に、当該届出に係る工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事内容の変更届(別記第18号様式)に、土石の堆積に関する工事内容を明らかにする書類を添付して、知事に届出なければならない。ただし、当該変更について、法第12条第1項若しくは法第27条第1項の規定による届出をする場合は、この限りでない。
- 第21条 法第30条第1項又は法第40条第3項の規定による届出後に、当該届出に係る工事にあつては、当該変更の内容を明らかにする書類を添付して、知事に届出なければならない。ただし、当該変更について、法第12条第1項若しくは法第27条第1項の規定による届出をする場合は、この限りでない。
- (工事着手の届出)
- 第18条 次の各号に掲げる許可を受けた者又は届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届(別記第20号様式)に、工事着手の状況及び法第49条の標識を掲示していることを明らかにする写真を添付して、知事に届け出なければならない。
- (1) 法第12条第1項の規定による許可(法第15条各項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)
- (2) 法第30条第1項の規定による許可(法第34条各項の規定により許可があつたものとみなされるものを含む。)
- (3) 法第27条第1項による届出(法第27条第5項の規定により届出をしたものとみなされるものを含む。)
- (工事休止等の届出)
- 第19条 前条の法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出後に、工事を休止し、廃止し、又は再開したときは、速やかに、休止届(別記第21号様式)に、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に届け出なければならない。
- (工事完了の届出)
- 第20条 次の各号に掲げる許可を受けた者又は届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事が完了したときは、当該工事を完了した日から4日以内に、工事完了届(別記第22号様式)に、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に届け出なければならない。
- (1) 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第2項の規定により許可があつたものとみなされるものに限る。)
- (2) 法第30条第1項の規定による許可(法第34条第2項の規定により許可があつたものとみなされるものに限る。)
- (3) 法第21条第1項又は第3項の規定による届出
- (4) 法第27条第1項の規定による届出(法第27条第5項の規定により届出をしたものとみなされるものを含む。)
- (5) 法第40条第1項又は第3項の規定による届出
- (申請の取下げ)
- 第21条 次の各号に掲げる許可を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第23号様式)を知事に提出しなければならない。
- (1) 法第12条第1項の規定による許可(法第16条第1項の規定による変更の許可を含む。)
- (2) 法第30条第1項による許可(法第35条第1項の規定による変更の許可を含む。)(法第12条第1項、法第16条第1項、法第30条第1項又は法第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)
- 第22条 省令第88条の規定による書面の交付の求めは、適合証明書交付申請書(別記第24号様式)によるものとする。
- 2 前項の適合証明書交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 位置図
- (2) 土地の平面図
- (3) 地図の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類(調書の調製)

第23条 知事は、宅地造成等に関する工事の状況を明らかにするため、盛土等調書（別記第25号様式）（次項において「調書」という。）を調製し、これを保管するものとする。

2 知事は、別に定めるところにより、調書を常に一般の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付するものとする。
（書類の経由）

第24条 法（第21条第1項及び法第40条第1項を除く。）及び省令（第88条を除く。）の規定により知事に提出する書類は、正本1通副本2通とし、宅地造成等に関する工事を行う土地の所在地を管轄する市町村長を経由して提出しなければならない。

2 法（第21条第1項及び第40条第1項に限る。）、省令（第88条に限る。）及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副各1通とし、知事に対して直接提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

(第1面)

第 号

身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

熊本県知事 印

写 真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 注 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 「法令の条項」の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 「該当の有無」の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

別記第2号様式(第3条関係)

熊本県指令 第 号

試掘等の許可証

住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第6条第1項前段の規定により、
次のとおり土地の試掘等を許可します。

1 行為目的	
2 行為場所	
3 行為期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

年 月 日

熊本県知事

印

別記第3号様式(第4条関係)

宅地造成等区域内権利者一覧

所在地及び地番	面積 (平方メートル)	権利の 種別	権利者の氏名	摘要

注 「権利の種別」の欄には、所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借権、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断します。）等の別を記入してください。

別記第4号様式(第4条関係)

宅地造成等同意書

年 月 日

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

様

(名称及び代表者氏名)

権利者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者氏名)

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項
第30条第1項 } の規定による宅地造成等に関する工事
の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事 } を行うことに同意します。

所在地及び地番	面積 (平方メートル)	権利の種類別	摘要

- 注 1 「権利の種類別」の欄には、所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る。)、賃借権、使用貸借権、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要か判断します。))等の別を記入してください。
- 2 この同意書には、同意者の印鑑に関する証明書を添付してください。

別記第5号様式(第4条関係)

住民への周知報告書

年 月 日

熊本県知事 様

工事主 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第11条 第29条 } の規定に基づき、宅地造成等又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について、次のとおり周辺住民への周知のため必要な措置を講じましたので報告します。

1 土地の所在地及び地番	
2 住民への周知の方法	<input type="checkbox"/> 工事内容の説明会開催 <input type="checkbox"/> 工事内容の書面を周辺地域の住民に配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧
3 周知の範囲	
4 説明会概要	開催日時 : 年 月 日 時 分から 時 分まで 説明会場名称 : 説明会場住所 :
5 配布期間又は閲覧期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 掲示場所	

- 注 1 この報告書には、周知実施状況がわかる書類(写真、配布資料等)を添付してください。
2 2欄は、該当する項目全ての口にレ印を記入してください。
3 4欄から6欄は、該当する欄のみ記入してください。

別記第6号様式(第4条関係)

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第2項第2号
第30条第2項第2号 } に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度納税額	法人税又は所得税 事業税	千円 千円				
主たる取引金融機関						
役員略歴	職名	氏名	年齢 在社年数 歳 年	資格、免許、学歴、その他		
宅地造成等工事施行経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積 (平方メートル)	許可の年月日及び番号 第 年 月 日号	着工及び完了の年月 年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了

- 注 1 「法令による登録等」の欄には、宅地建物取引業による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入してください。
- 2 「宅地造成等工事施行経歴」の「許可の年月日及び番号」の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可又は都市計画法に基づく開発許可に該当する場合に記入してください。

別記第7号様式(第4条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

熊本県知事

様

工事主 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

工事施行者 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第2項第3号 第30条第2項第3号 } に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	事務	技術	労務			
	人	人	人			
前年度納税額	法人税又は所得税	千円				
	事業税	千円				
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職名	氏名	年齢 在社年数			
			歳 年			
			歳 年			
			歳 年			
宅地造成等工事施行経歴	注文主の氏名	元請、下請の別	工事施行場所	面積(平方メートル)	許可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了

- 注 1 「法令による登録等」の欄には、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入してください。
- 2 「宅地造成等工事施行経歴」の「許可の年月日及び番号」の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可又は都市計画法に基づく開発許可に該当する場合に記入してください。

別記第8号様式(第4条関係)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

熊本県知事 様

申告者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第2項
第31条第2項 } に規定する設計者の資格について
次のとおり申告します。

法宅 施行 令第 22 条の 該 当 資 格	<input type="checkbox"/> 第1号				
	<input type="checkbox"/> 第2号				
	<input type="checkbox"/> 第3号				
	<input type="checkbox"/> 第4号				
	<input type="checkbox"/> 第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第1号				
	<input type="checkbox"/> 昭和37年3月29日付建設省告示1005号第1号				
	<input type="checkbox"/>	同	第2号		
	<input type="checkbox"/>	同	第3号		
	<input type="checkbox"/>	同	第4号		
建 築 士 等 の 資 格	資格内容		取得年月日	登録又は合格の番号	
	<input type="checkbox"/> 技術士(〇〇部門)		年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 一級建築士				
学 歴	学校の名称	学部及び学科	所在地	修行年限	
実 務 経 歴	勤務先	所在地	職名	在職期間(合計 年 月)	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面積 (平方メートル)	許可の年月日及び番号
					第 年 月 日号
					第 年 月 日号
					第 年 月 日号
					第 年 月 日号

- 注
- 1 該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 「建築士等の資格」の欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条の該当資格として昭和37年3月29日付建設省告示1005号第2号又は同第3号に該当する場合に記入してください。
 - 3 「学歴」の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入してください。
 - 4 「実務経歴」及び「設計経歴」の欄には、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する経歴のみを記入してください。
 - 5 この申告書には、卒業証明書等、資格を有する者であることを証する書類を添付してください。

別記第9号様式(第7条関係)

熊本県指令 第 号

不許可通知書

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のありました に関する工事については、宅地造成及び特

定盛土等規制法(昭和36年法律第191号) { 第14条第2項(第16条第3項において準用
第33条第2項(第35条第3項において準用
する場合を含む。) } の規定により許可しません。
する場合を含む。)

年 月 日

熊本県知事

1 土地の所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 不許可の理由	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第10号様式(第8条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書

年 月 日

熊本県知事 様

協議者 名称及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について協議します。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番号	構造	高さ メートル	延長 メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル	延長 メートル
カ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチ メートル	延長 メートル	
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面 の保護の方法				

ケ	工事中の危害防止 のための措置	
コ	その他の措置	
サ	工事着手予定年月日	年 月 日
シ	工事完了予定年月日	年 月 日
ス	工程の概要	
11 その他必要な事項		
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たっ て付した条件
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名
<p>注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

別記第11号様式(第8条関係)

土石の堆積に関する工事協議書

年 月 日

熊本県知事 様

協議者 名称及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により、土石の堆積に関する工事について協議します。

1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	キ 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	ケ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置	
	コ 工事中の危害防止 のための措置	
サ その他の措置		

	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	
	セ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>注1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>4 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

別記第12号様式(第9条関係)

協議結果通知書

第 号
年 月 日

名称及び代表者氏名

熊本県知事

年 月 日付けで(変更)協議のありました に関する工事につ
いては、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号) { 第15条第1項(第
第34条第1項(第
16条第3項の規定において準用する場合を含む。)
35条第3項の規定において準用する場合を含む。) } の規定により、次のとおり成立するこ
ととしますので通知します。

1 工 事 を す る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 工 事 主 住 所 氏 名	
3 協 議 対 象 行 為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
4 工 事 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
5 条 件	

別記第13号様式(第10条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書

年 月 日

熊本県知事 様

協議者 名所及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項の規定において準用する第15条第1項 第35条第3項の規定において準用する第34条第1項 } の 規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更について協議します。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
キ 崖面の保護の方法					
ク 崖面以外の地表面 の保護の方法					

	ケ 工事中の危害防止 のための措置		
	コ その他の措置		
	サ 工事着手予定年月日	年	月 日
	シ 工事完了予定年月日	年	月 日
	ス 工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	協議結果通知書の日付 及び番号	年 月 日	第 号
※受付欄		※協議に当たっ て付した条件	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	
<p>注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>8 この協議書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。</p>			

別記第14号様式(第10条関係)

土石の堆積に関する工事変更協議書

年 月 日

熊本県知事 様

協議者 名称及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項の規定において準用する第15条第1項 第35条第3項の規定において準用する第34条第1項 } の 規定より、土石の堆積に関する工事の計画の変更について協議します。

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地にお ける地盤の改良 その他の必要な措置		
		番号	空地の幅
	キ 空地の設置		メートル
	ク 雨水その他の地表水を有効 に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止 のための措置		
	サ その他の措置		
シ 工事着手予定年月日		年 月 日	

	ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
	セ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	協 議 結 果 通 知 書 の 日 付 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄		※協 議 に 当 た っ て 付 した 条 件
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
<p>注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>4 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>6 この協議書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。</p>				

別記第15号様式(第11条関係)

軽微な変更届

年 月 日

熊本県知事 様

工事主 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

{ 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項
 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第2項
 熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第11条第2項 } の規定により、軽微な変更について届け出ます。

1 許可等の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 工事を行っている土地の所在地及び地番	
3 軽微な変更の内容	
4 変更の理由	

注 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項(第16条第3項の規定において準用する場合を含む。)又は第34条第1項(第35条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により成立した協議に係る工事について届け出る場合は、当該協議に係る協議結果通知書の日付及び番号を記載してください。

別記第16号様式(第14条関係)

定期報告書

年 月 日

熊本県知事

様

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項 第38条第1項 } の規定により、宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施状況等について報告します。

共通事項	1	工事が施行される土地の所在地	
	2	許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
	3	前回の報告年月日 (2回目以降の報告を行う場合)	
	4	工事の実施の状況	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	1	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	2	報告の時点における盛土又は切土の面積	
	3	報告の時点における盛土又は切土の土量	
	4	報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況	
土石の堆積に関する工事	1	報告の時点における土石の堆積の高さ	
	2	報告の時点における土石の堆積の面積	
	3	報告の時点における堆積されている土石の土量	
	4	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

注 1 「工事の実施の状況」の欄には、工事を行っている土地及びその付近の状況について簡潔に記載してください。

2 この報告書には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

ア 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近を明らかにする写真

イ 地盤、崖面若しくは土地の地表面（崖面であるもの及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第15条第2項各号に掲げる地表面であるものを除く。）について講じた措置又は擁壁、崖面崩壊防止装置若しくは排水施設の設置の状況を明らかにするもの

ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可があったものとみなされるもの又は同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可があったものとみなされるものであって、工事の計画を変更したときは、当該変更の内容を明らかにする書類

(2) 土石の堆積に関する工事の場合

ア 報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

イ 土石の堆積の状況を明らかにするもの

別記第17号様式(第17条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事内容の変更届

年 月 日

熊本県知事

様

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更について届け出ます。

1 当初届出の受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 工事施行者住所氏名	
3 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
4 工事をしている土地の面積	平方メートル
5 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
6 盛土又は切土の高さ	メートル
7 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
8 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
	切土 立方メートル
9 工事着手年月日	年 月 日
10 工事完了予定年月日	年 月 日
11 工事の進捗状況	
12 変更の理由	

注 1 2欄は、工事施行者が法人であるときは、当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 3欄は、代表地点の緯度及び経度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入して下さい。

3 この届書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。

別記第18号様式(第17条関係)

土石の堆積に関する工事内容の変更届

年 月 日

熊本県知事

様

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条第1項の規定により工事の計画の変更について届け出ます。

1 当初届出の受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 工事施行者住所氏名	
3 工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
4 工事を行っている土地の面積	平方メートル
5 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
6 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
7 土石の堆積の最大堆積量	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日
9 工事完了予定年月日	年 月 日
10 工事の進捗状況	
11 変更の理由	

注 1 2欄は、工事施行者が法人であるときは、当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 3欄は、代表地点の緯度及び経度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入して下さい。

3 この届書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。

別記第19号様式 (第17条関係)

擁壁等に関する工事内容の変更届

年 月 日

熊本県知事

様

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条第2項の規定により、擁壁等に関する工事の計画の変更について届け出ます。

1 当初届出の受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 行おうとする工事の種類及び内容	
4 工事着手年月日	年 月 日
5 工事完了予定年月日	年 月 日
6 変更の理由	

注 この届書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。

別記第20号様式 (第18条関係)

工事着手届

年 月 日

熊本県知事 様

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可等の年月日及び番号	年 月 日 号
2	土地の所在地及び地番	
3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事施行者 住所及び氏名	
	連絡先	電話番号
5	主任技術者又は 監理技術者 住所及び氏名	
	連絡先	電話番号

- 注 1 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により成立した協議に係る工事について届け出る場合は当該協議に係る協議結果通知書の日付及び番号を、同法第27条第1項の規定による届出に係る工事について届け出る場合は当該届出の受付年月日及び番号を記載してください。
- 2 4欄は、工事施行者が法人の場合は、当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 5欄は、建設工事の工事現場においてこれらの技術者を設置している場合に記載してください。
- 4 この届書には、工事着手の状況及び法第49条の標識を掲示していることがわかる写真を添付してください。

別記第21号様式(第19条関係)

休止等届

年 月 日

熊本県知事 様

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

盛土等に関する工事を { 休止
廃止
再開 } したので、熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
第19条の規定により届け出ます。

1 許可等の年月日及び番号	年 月 日 号
2 工事をしている土地の所在地 及 び 地 番	
3 休止、再開又は廃止の理由	

- 注 1 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により成立した協議に係る工事について届け出る場合は当該協議に係る協議結果通知書の日付及び番号を、同法第21条第1項若しくは第3項、同法第27条第1項又は同法第40条第1項若しくは第3項による届出に係る工事について届け出る場合は当該届出の受付年月日及び番号を記載してください。
- 2 この届書には、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

別記第22号様式 (第20条関係)

工事完了届

年 月 日

熊本県知事 様

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第20条の規定により、工事の完了について届け出ます。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 受 付 等 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
5 備 考	

- 注 1 2欄は、宅地造成又は特定盛土等規制法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項、又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出について届け出る場合は、当該届出の受付年月日及び番号を記載してください。
- 2 4欄は、工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 この届書には、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

別記第23号様式(第21条関係)

取下げ届

年 月 日

熊本県知事 様

工事主 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第21条の規定により届け出ます。

1 申 請 年 月 日	年 月 日 号
2 土地の所在地及び地番	
3 取 下 げ 理 由	

別記第24号様式(第22条関係)

適合証明書交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、以下の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることの証明を申請します。

1	申 請 目 的	<input type="checkbox"/> 建築基準法第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付 <input type="checkbox"/> 建築基準法第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付 <input type="checkbox"/> 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項(同法第4条第1項の変更の認定を含む。)の認定
2	工事をしている土地の所在地及び地番	
3	工事主住所氏名	
4	許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号	年 月 日 指令第 号
5	添 付 書 類 (建 築 計 画 の 概 要)	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 土地の平面図 <input type="checkbox"/> 地図の写し <input type="checkbox"/> その他()

※

年 第 月 日

適合証明書

上記の計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 条第 項に適合していることを証明します。

熊本県知事

印

注 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 4欄は、当該土地に係る宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく全ての許可(当初許可及び変更許可)について記載してください。

別記第25号様式 (第23条関係)

盛土等調書	種別			工事の種類別	
	法12条許可 法30条許可関係	法21条1項 法40条1項関係	法27条関係	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
			年度	番号	

盛土許可	許可年月日	熊本県指令 第 号	協議終了年月日	第 号	第 号	届出年月日
	許可番号		協議番号			届出

当初許可※1	土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	緯度	経度			
	土地の面積等	土地の面積	工区数	工区ごとの土地の面積		工区ごとの盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
		平方メートル	工区	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量	盛土	立方メートル
	盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			切土	立方メートル
					土石の堆積	立方メートル
工事完了後の土地利用						
工事着手予定年月日※3			工事完了	予定年月日		
				完了年月日		

変更許可※2	変更許可番号	変更許可年月日※4	変更の内容		

工事完了検査	工区名	検査済証年月日※5	検査済証番号	摘要

備考

位置図：別添のとおり
 土地の平面図：別添のとおり
 休止・再開・廃止履歴：

※1 協議の場合は協議の内容を、開発許可によるみなし許可の場合は開発許可の内容を記載すること
 ※2 変更協議の場合は変更協議の内容を記載すること
 ※3 法第21条第1項又は法第40条第1項の届出の場合は、工事着手年月日を記載すること
 ※4 法第28条第1項の要届出、17条各項の工事内容変更届の場合は、その受理日を記載すること
 ※5 第20条の工事完了届の場合は、その受理日を記載すること

熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第21号

熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則の一部を改正する規則
熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項に次の1号を加える。

(4) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段

第4条第1項中「（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）」を削る。

第5条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第7条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第4項中「指名競争入札にあつては」を「指名競争入札の場合にあつては」に改める。

第9条第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「第6条第5号」を「第6条第6号」に改め、同条第6号第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

第11条第2項第7号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項、第7条第1項及び第4項、第9条第1号並びに第11条第2項第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第22号

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則
熊本県用品調達規則（平成21年熊本県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「知事が別に定める」を削り、「30,000円」を「100,000円を超えない物品（集中調達用品の調達手続によっては納入を希望する日までに納入される見込みがないものに限る。）」に改め、同表中19の項及び20の項を削り、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、同表の16の項中「同条第25項」を「同条第27項」に改め、同項を同表の17の項とし、同表中15の項を16の項とし、8の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の7の項の次に次の1項を加える。

8 地方支出機関で単価契約を締結して購入する物品

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に主務課の長が購入の決定を行う物品について適用する。